

# リスクシナリオごとの対応

---

令和8年3月



むつ市

## 目 次

リスクシナリオ		頁
<b>1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</b>		
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	1
1-2	地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生	15
1-3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生	29
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	37
1-5	大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等）等による多数の死傷者の発生	49
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	59
1-7	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生	63
1-8	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生	73
1-9	原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生	85
<b>2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b>		
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	95
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	103
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	113
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	119
2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	129
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	133

リスクシナリオ		頁
<b>3. 必要不可欠な行政機能は確保する</b>		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	137
<b>4. 経済活動を機能不全に陥らせない</b>		
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下	143
4-2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	147
4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下	151
<b>5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</b>		
5-1	テレビ・ラジオ放送の中段や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態	153
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	157
5-3	石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	161
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	165
5-5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	169
<b>6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>		
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	173
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態	177
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	181
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	183
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	185
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	187

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【住宅・病院・学校等の耐震化・老朽化対策】</p>		
<p>〈住宅の耐震化〉 住民に対し、木造住宅の耐震診断についての普及・啓発を行っている。 併せて、木造住宅の耐震改修に対する支援策を検討する。</p>		<p>令和7年度時点の住宅の耐震化率は、78.5%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐震改修に対する支援が必要である。</p>
<p>〈公営住宅の耐震化・老朽化対策〉 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、県及び市は、公営住宅の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>		<p>令和7年度時点において、市営住宅（政策空家を除く）の耐震化は94.4%となっていることから、引き続き、安全性の強化・確保を図り、建替え、改修及び除却による耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。</p>
<p>〈病院施設の耐震化・老朽化対策〉 地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震による被害で病院機能の一部を一時的に喪失するなど、施設及び設備の老朽化が顕著であり、早期に安全性を確保するため、再建計画の策定を進め、一般病棟の新築整備と並行して、既存施設整備の老朽化対策を推進している。</p>		<p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院の一般病棟は、耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も顕著なため、早急に対応する必要がある。また、一般病棟以外の建築物及び設備についても老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>
<p>〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の社会福祉施設の耐震化対策等を推進している。</p>		<p>耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断について普及・啓発を継続して行う。</p> <p>併せて、木造住宅の耐震改修に対する支援策の整備を促進する。</p> <p>また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>・住宅の耐震化率 78.5% (R7) → 95.0% (R12)</p>
○	<p>公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>・市営住宅の長寿命化計画による除却戸数 45戸 (R5~R7) → 146戸 (R8~R12)</p>
○	<p>引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金や災害復旧補助金等の活用を図りながら、病院の耐震化・老朽化対策を促進する。</p> <p>むつ総合病院の一般病棟は、建替えに向けた取組を進め、病棟以外の建築物及び設備は、長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。</p>	<p>県市 一部事務組合下 北医療センター</p>	
○	<p>社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。</p>	<p>県市 社会福祉施設等</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈公立学校施設等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所等として役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>		<p>公立学校施設等の耐震化は、令和7年度時点で100%であり、耐震化は完了したが、建築年数が50年を超える学校が複数あることから、計画的な老朽化対策を推進していく、</p>
<p>〈文化財の防災対策の推進〉</p> <p>災害時の建築倒壊や火災等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建築物等）と、所有者及び利用者の安全を確保するため、文化財防火デー行事や査察指導、所有者への防火や耐震に関する周知等を行っている。</p>		<p>文化財建造物は耐震性が十分でない可能性が高く、火災に弱いことから文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等の強化を推進していく必要がある。</p>
<b>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</b>		
<p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>市有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、老朽化対策等の取組を進めている。</p>		<p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。</p>
<p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p>		<p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈ため池施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性機能に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。</p>		<p>県が平成30年3月に策定した「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」において、本市には34か所のため池がある。防災重点ため池として13か所選定されていることから、優先順位を定め、計画的に詳細調査に取り組む必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>児童生徒・利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の学校施設環境改善交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修等を実施する。</p> <p>また、むつ市の学校施設については、令和2年度に「むつ市学校施設の長寿命化計画」を策定し、計画的に老朽化対策を実施するとともに、公民館等については、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。</p>	県 市	<p>・「むつ市学校施設の長寿命化計画」の策定 計画期間：R3~R43 更新期間：5年ごと</p>
○	<p>国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。</p>	国 県 市	
○	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画（令和2年度策定）を進めるとともに、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。</p>	市	
○	<p>災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。</p>	県 市	<p>・漁港施設の長寿命化計画の策定 策定済み漁港 6漁港 (R7) R12までに策定漁港 1漁港 ・漁港施設の長寿命化対策の継続 R12まで6漁港 ・漁港施設機能強化事業R2完了 1漁港 ・漁港施設機能強化事業R12完了 2漁港</p>
○	<p>「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づき、県と連携を図りながら、より詳細な点検が必要とされる13か所（7か所実施済み）のため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。</p>	県 市	<p>・「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づくため池の要詳細調査箇所（7か所） 23% (H30) → 53% (R7)</p>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【市街地の防災対策】</b>		
<p>〈都市公園における防災対策〉</p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。</p> <p>特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>		<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>
<p>〈幹線道路の整備〉</p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、関係機関と連携して幹線道路の整備を推進している。</p>		<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p> <p>また、防災拠点となるむつ市役所本庁舎や指定避難場所である下北文化会館と直結する横迎町中央2号線の整備を優先して行う必要がある。</p>
<p>〈電線の地中化〉</p> <p>市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を検討している。</p>		<p>電線類の地中化は未実施であるが、災害発生時に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>		<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。</p> <p>特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。</p>	市	<p>・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数</p> <p>基準値：0公園（R1）</p> <p>0公園（R1）→ 1公園（R18）</p>
○	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p>	国 県 市	<p>・幹線道路：横迎町中央2号線の整備率</p> <p>基準値：53.7%（R1）</p> <p>53.7%（R1）→ 100%（R13）</p>
○	<p>市街地における防災機能の向上に向け、国の交付金等を活用し、電線類の地中化を推進する。</p>	国 県 市	
○	<p>立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>		<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>		<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>		<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
<b>【空家対策】</b>		
<p>〈空家対策〉</p> <p>生活環境の保全を図るため、「むつ市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等に係る対策の強化を推進している。</p> <p>また、「むつ市空家等対策計画」の策定により、危険な空屋等への対策に重点を置きながら、空家等対策を講じている。</p>		<p>空家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等の防災・安全・環境等の面から危険な空家等の解消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報提供が必要である。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率 (むつ市内事業) 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の機能強化や老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>危険な空家等の解消のため、所有者等への適正な管理の促進や情報提供に一層取り組むとともに、「むつ市空き家・空き地バンク」の利活用を促進する。</p> <p>国の交付金等を活用し、空家の利活用、解体へ向けた支援を図る。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>		<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>		<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<b>【避難場所の指定・確保】</b>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>		<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>		<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>		<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように訓練を実施する。</p> <p>また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。</p>	<p>下北地域広域行政事務組合 市</p>	
○	<p>引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>下北地域広域行政事務組合 市</p>	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p>	<p>市</p>	
○	<p>引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	<p>県 市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>		<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<p><b>【避難行動支援】</b></p>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>		<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>		<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
<p><b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b></p>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>		<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>		<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>		<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>		<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-2 地震に伴う密集市街地等の火災の発生による多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【住宅・病院・学校等の耐震化・老朽化対策】</p>		
<p>〈住宅の耐震化〉</p> <p>住民に対し、木造住宅の耐震診断についての普及・啓発を行っている。</p> <p>併せて、木造住宅の耐震改修に対する支援策を検討する。</p>	○	<p>令和7年度時点の住宅の耐震化率は、78.5%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進するため木造住宅の耐震改修に対する支援が必要である。</p>
<p>〈公営住宅の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、県及び市は、公営住宅の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>	○	<p>令和7年度時点において、市営住宅（政策空家を除く）の耐震化は94.4%となっていることから、引き続き、安全性の強化・確保を図り、建替え、改修及び除却による耐震化・老朽化対策を推進する必要がある。</p>
<p>〈病院施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震による被害で病院機能の一部を一時的に喪失するなど、施設及び設備の老朽化が顕著であり、早期に安全性を確保するため、再建計画の策定を進め、一般病棟の新築整備と並行して、既存施設整備の老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院の一般病棟は、耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も顕著なため、早急に対応する必要がある。また、一般病棟以外の建築物及び設備についても老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>
<p>〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉</p> <p>災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の社会福祉施設の耐震化対策等を推進している。</p>	○	<p>耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震に伴う密集市街地等の火災の発生による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>住宅の耐震化を一層促進するため、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断について普及・啓発を継続して行う。</p> <p>併せて、木造住宅の耐震改修に対する支援策の整備を促進する。</p> <p>また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>・住宅の耐震化率 78.5% (R7) → 95.0% (R12)</p>
○	<p>公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化・老朽化対策を推進する。</p>	<p>県市</p>	<p>・市営住宅の長寿命化計画による除却戸数 45戸 (R5~R7) → 146戸 (R8~R12)</p>
○	<p>引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金や災害復旧補助金等の活用を図りながら、病院の耐震化・老朽化対策を促進する。</p> <p>むつ総合病院の一般病棟は、建替えに向けた取組を進め、病棟以外の建築物及び設備は、長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。</p>	<p>県市 一部事務組合下 北医療センター</p>	
○	<p>社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。</p>	<p>県市 社会福祉施設等</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈公立学校施設等の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所等として役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>	○	<p>公立学校施設等の耐震化は、令和7年度時点で100%であり、耐震化は完了したが、建築年数が50年を超える学校が複数あることから、計画的な老朽化対策を推進していく、</p>
<p>〈文化財の防災対策の推進〉</p> <p>災害時の建築倒壊や火災等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建築物等）と、所有者及び利用者の安全を確保するため、文化財防火デー行事や査察指導、所有者への防火や耐震に関する周知等を行っている。</p>	○	<p>文化財建造物は耐震性が十分でない可能性が高く、火災に弱いことから文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等の強化を推進していく必要がある。</p>
<p>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</p>		
<p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>市有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、老朽化対策等の取組を進めている。</p>	○	<p>公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。</p>
<p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p>	○	<p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>児童生徒・利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の学校施設環境改善交付金等を活用した耐震補強及び老朽改修等を実施する。</p> <p>また、むつ市の学校施設については、令和2年度に「むつ市学校施設の長寿命化計画」を策定し、計画的に老朽化対策を実施するとともに、公民館等については、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。</p> <p>公民館等については、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。</p>	県市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「むつ市学校施設の長寿命化計画」の策定</li> <li>計画期間：R3~R43</li> <li>更新期間：5年ごと</li> </ul>
○	<p>国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。</p>	国県市	
○	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画（令和2年度策定）を進めるとともに、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。</p>	市	
○	<p>災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。</p>	県市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港施設の長寿命化計画の策定</li> <li>策定済み漁港 6漁港 (R7)</li> <li>R12までに策定漁港 1漁港</li> <li>・漁港施設の長寿命化対策の継続</li> <li>R12まで6漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R2完了 1漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R12完了 2漁港</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【市街地の防災対策】</b>		
<p>〈都市公園における防災対策〉</p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。</p> <p>特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>	○	<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>
<p>〈幹線道路の整備〉</p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、関係機関と連携して幹線道路の整備を推進している。</p>	○	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p> <p>また、防災拠点となるむつ市役所本庁舎や指定避難場所である下北文化会館と直結する横迎町中央2号線の整備を優先して行う必要がある。</p>
<p>〈電線の地中化〉</p> <p>市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を検討している。</p>	○	<p>電線類の地中化は未実施であるが、災害発生時に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>	○	<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。</p> <p>特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。</p>	市	<p>・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数</p> <p>基準値：0公園 (R1)</p> <p>0公園 (R1) → 1公園 (R18)</p>
○	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p>	国 県 市	<p>・幹線道路：横迎町中央2号線の整備率</p> <p>基準値：53.7% (R1)</p> <p>53.7% (R1) → 100% (R13)</p>
○	<p>市街地における防災機能の向上に向け、国の交付金等を活用し、電線類の地中化を推進する。</p>	国 県 市	
○	<p>立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
<b>【空家対策】</b>		
<p>〈空家対策〉</p> <p>生活環境の保全を図るため、「むつ市空家等の適正管理に関する条例」を制定し、空家等に係る対策の強化を推進している。</p> <p>また、「むつ市空家等対策計画」の策定により、危険な空屋等への対策に重点を置きながら、空家等対策を講じている。</p>		<p>空家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生等の防災・安全・環境等の面から危険な空家等の解消に向け、所有者等への適正な管理の促進や情報提供が必要である。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定) 修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定) 修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>危険な空家等の解消のため、所有者等への適正な管理の促進や情報提供に一層取り組むとともに、「むつ市空き家・空き地バンク」の利活用を促進する。</p> <p>国の交付金等を活用し、空家の利活用、解体へ向けた支援を図る。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【防火対策・消防力の強化】</b>		
<p>〈防火対策〉</p> <p>防災意識を啓発するため、消防本部において毎年春と秋に火災予防運動を実施している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>		<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p>
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入の検討のほか、消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<b>【避難場所の指定・確保】</b>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	下北地域広域行政事務組合市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域行政事務組合市	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域行政事務組合市	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所（R8）</li> <li>・指定避難所 99か所（R8）</li> <li>・広域避難場所 4か所（R8）</li> </ul>
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 市	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	

事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【警戒避難体制の整備】</b>		
<p>〈津波ハザードマップの作成及び津波避難計画の改定・運用〉 津波発生時において住民等が迅速な避難ができ、人的被害を軽減するため、令和3年度に津波ハザードマップを作成し、全世帯へ配布した。</p> <p>また、県が定めた津波浸水想定及び防災公共推進計画を元に「むつ市津波避難計画」を策定しており、津波ハザードマップと併せて周知・訓練等で活用している。</p>		<p>令和3年度に作成・配布の津波ハザードマップ及びむつ市津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p>
<p>〈津波防災地域づくり推進計画の実施、改定〉 国の基本指針や県の津波浸水想定等を踏まえ、津波から住民の生命・財産・産業基盤を守るためのハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを総合的に推進するための「むつ市津波防災地域づくり推進計画」を策定している。</p>		<p>最新の情報に保つため、むつ市総合経営計画やむつ市地域防災計画をはじめとする各種計画の修正や、防災上の情報に変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p>
<p>〈漁船避難ルールづくりの促進〉 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、県と連携しながら、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>		<p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が沖合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>
<b>【市街地の防災対策】</b>		
<p>〈都市公園における防災対策〉 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。</p> <p>特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>	○	<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震等に伴う大規模津波による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を進めるとともに、防災意識の普及啓発や住民の避難場所の確保、津波ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行のむつ市津波避難計画を改定する。</p> <p>改定した津波避難計画や津波ハザードマップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>津波発生時、多重防御により犠牲者を発生させない「津波に強いむつ市」を目指すため、各種計画の修正や防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行のむつ市津波防災地域づくり推進計画を改定する。</p> <p>より実効性のある計画にするため、機会があるごとに、各地区において住民との意見交換会を開催する。</p>	<p>市</p>	
○	<p>漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p>	<p>県 市 漁協</p>	<p>・漁船避難ルール策定漁協 基準値：1漁協（R7） 1漁協（R7）→ 2漁協（R12）</p>
○	<p>都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。</p> <p>特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。</p>	<p>市</p>	<p>・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数 基準値：0公園（R1） 0公園（R1）→ 1公園（R18）</p>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈電線の地中化〉</p> <p>市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を検討している。</p>	○	<p>電線類の地中化は未実施であるが、災害発生時に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>	○	<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>
<p><b>【避難場所の指定・確保】</b></p>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	市街地における防災機能の向上に向け、国の交付金等を活用し、電線類の地中化を推進する。	国 県 市	
○	立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。	市	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。	市	
○	引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 市	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【避難行動支援】</b>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>		現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	

事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ		
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【河川等の防災対策】</b>		
〈河川改修等の治水対策〉 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を推進する。		計画的な事業計画を策定できていないことから、未整備である河川台帳を整備し、維持管理を推進する必要がある。
〈農業水利施設の防災対策・老朽化対策〉 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全・老朽化対策等を実施している。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策を実施していく必要がある。
<b>【ため池の防災対策】</b>		
〈ため池施設の耐震化・老朽化対策〉 ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性機能に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。		県が平成30年3月に策定した「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」において、本市には34か所のため池がある。防災重点ため池として13か所選定されていることから、優先順位を定め、計画的に詳細調査に取り組む必要がある。
〈ため池等の防災対策〉 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。		昭和以前に造成されたため池の老朽化により、災害が激甚化した際に、農業用ため池が決壊し、下流の人家や重要施設に被害を及ぼす可能性があることから、むつ市ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定を住民に周知し、円滑な避難ができるようにする。
〈ため池ハザードマップの作成〉 下流に人家や重要施設があり、災害等によりため池が決壊した場合の人命の安全を確保するため、ため池決壊時の浸水区域を想定し、地域住民が円滑に避難するために「むつ市ため池ハザードマップ」を整備している。		むつ市には、青森県が定めた防災重点ため池が13か所存在しており、11か所のため池について、ハザードマップを策定済みであるが、地域住民への周知度を高め、災害時には円滑に避難できるように防災意識の醸成が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

突発的又は広域的な洪水・高潮による長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、警戒避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川台帳の整備を進め、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	県 市	
○	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 市	
○	「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づき、県と連携を図りながら、より詳細な点検が必要とされる13か所（7か所実施済み）のため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。	県 市	・「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づくため池の要詳細調査箇所（7か所） 23%（H30）→ 53%（R7）
○	市が管理しているため池等について、計画的に詳細調査を実施し、むつ市ため池ハザードマップによるため池決壊時の浸水区域の想定周知に努める。	県 市	
○	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、地域住民に対しハザードマップの周知を徹底し、災害時には円滑に避難できるように努める。	県 市	・ため池ハザードマップの作成 11か所（R1）→ 13か所（R7）

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【農山村地域における防災対策】</b>		
<p>〈農山村地域における防災対策〉</p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>		<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩壊防止機能等の農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>
<b>【市街地の防災対策】</b>		
<p>〈都市公園における防災対策〉</p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。</p> <p>特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>	○	<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>
<p>〈電線の地中化〉</p> <p>市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を検討している。</p>	○	<p>電線類の地中化は未実施であるが、災害発生時に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>	○	<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>
<b>【警戒避難体制の整備】</b>		
<p>〈洪水ハザードマップの作成〉</p> <p>洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップを作成している。</p>		<p>近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該区域を基に洪水ハザードマップを作成し、地域住民へ周知・広報した。今後は洪水浸水区域の見直しの都度、迅速に洪水ハザードマップの改訂を図る。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県 市	
○	<p>都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。</p> <p>特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。</p>	市	<p>・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数</p> <p>基準値：0公園（R1）</p> <p>0公園（R1）→ 1公園（R18）</p>
○	市街地における防災機能の向上に向け、国の交付金等を活用し、電線類の地中化を推進する。	国 県 市	
○	立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。	市	
○	洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川等について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈避難指示等発令体制の整備〉</p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		<p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
<p>〈避難指示等の基準の作成〉</p> <p>市から住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害・土砂災害、津波）の避難指示等発令の基準を策定している。</p>		<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p>
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>		<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせていく必要がある。</p>
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>		<p>県、市、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
<b>【避難場所の指定・確保】</b>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、水位周知河川等の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定を進める。</p>	県市	
○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、当市の地域特性を踏まえ、避難指示等の発令基準の見直しを行う。</p>	県市	
○	<p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<b>【避難行動支援】</b>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。	市	
○	引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 市	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>	○	<p>現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>
<p>〈水防災意識社会再構築ビジョンの取組〉</p> <p>田名部川、大畑川、川内川、脇野沢川等の48河川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動、「洪水お知らせメール」等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		<p>田名部川、大畑川、川内川、脇野沢川等の48河川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p>
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<p>〈農地利用の最適化支援〉</p> <p>荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>		<p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p>
<p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策等の生産基盤の整備を推進している。</p>		<p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p>
【森林資源の適切な保全管理】		
<p>〈森林の計画的な保全管理〉</p> <p>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林等の森林整備を推進している。</p>		<p>森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。</p>
<p>〈正確な土地情報の把握〉</p> <p>森林所有者及び土地境界の確認を効率化することにより、森林資源の適切な管理運営を図るため、山間部の地籍調査を実施している。</p>		<p>過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、地籍調査を推進する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。	国 県 市	
○	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 市	
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 市	
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。	県 市	
○	調査未了区域、特に森林や農地では、正確な土地情報が失われ、円滑な維持管理等の支障になる。防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、地籍調査の早期完了が求められることから、引き続き、地籍調査事業の推進を図る。	県 市	

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-5 大規模な土砂災害（表層・深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【農山村地域における防災対策】</p>		
<p>〈農山村地域における防災対策〉</p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	○	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩壊防止機能等の農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>
<p>【市街地の防災対策】</p>		
<p>〈都市公園における防災対策〉</p> <p>災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。</p> <p>特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>	○	<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉</p> <p>立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>	○	<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>
<p>【警戒避難体制の整備】</p>		
<p>〈土砂災害ハザードマップの作成〉</p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。</p>		<p>平時から、災害発生時の避難行動につながる防災意識を醸成するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県市	
○	<p>都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。</p> <p>特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。</p>	市	<p>・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数</p> <p>基準値：0公園（R1）</p> <p>0公園（R1）→ 1公園（R18）</p>
○	<p>立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。</p>	市	
○	<p>住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈避難指示等発令及び自主避難のための情報提供〉</p> <p>土砂災害に関して、避難指示等の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。</p> <p>土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。</p>		<p>土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難指示等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。</p>
<p>〈避難勧告等の発令基準の作成〉</p> <p>市から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害・土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。</p>	○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。</p>
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
<p><b>【避難場所の指定・確保】</b></p>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難指示等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。 また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報紙やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。	市	
○	国のガイドラインの改定等があった場合は、当市の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	県 市	
○	多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 市	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<b>【避難行動支援】</b>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。	市	
○	引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 市	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>	○	<p>現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>
<p><b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b></p>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<p>〈農地利用の最適化支援〉</p> <p>荒廃農地の発生防止と、農業の生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>	○	<p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p>
<p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策等の生産基盤の整備を推進している。</p>	○	<p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p>
【森林資源の適切な保全管理】		
<p>〈森林の計画的な保全管理〉</p> <p>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林等の森林整備を推進している。</p>	○	<p>森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。</p>
<p>〈正確な土地情報の把握〉</p> <p>森林所有者及び土地境界の確認を効率化することにより、森林資源の適切な管理運営を図るため、山間部の地籍調査を実施している。</p>	○	<p>過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、地籍調査を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	
○	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 市	
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 市	
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。	県 市	
○	調査未了区域、特に森林や農地では、正確な土地情報が失われ、円滑な維持管理等の支障になる。防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、地籍調査の早期完了が求められることから、引き続き、地籍調査事業の推進を図る。	県 市	

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設等の整備】		
<p>〈防雪施設等の整備〉</p> <p>地吹雪多発地域において防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の整備を推進している。</p>		<p>新たな施設整備を要する箇所のほか、施設の老朽化に伴い更新を要する施設や、風雪により道路の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設整備を検討する必要がある。</p>
【道路交通の確保】		
<p>〈除排雪体制の強化〉</p> <p>降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。</p> <p>また、計画的な除雪機械の更新や除雪管理システムの導入により、除排雪体制の強化を推進している。</p>		<p>近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p>
<p>〈立往生車両の未然防止〉</p> <p>平成24年2月に暴風雪により市内全域で車両の立往生が発生したことを受け、事態の再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。</p>		<p>集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するため、計画的・予防的な通行止めのほか、滞留車両の排出を目的とした転回路等の整備を行う必要がある。</p>
【代替交通手段の確保】		
<p>〈代替交通手段の確保〉</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、交通事業者と情報共有を図っている。</p>		<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者との情報共有を図る必要がある。</p>
【冬季の防災意識の啓発】		
<p>〈冬季の防災意識の啓発〉</p> <p>冬季の防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。</p>		<p>道路への雪出しや路上駐車等が行われることにより、効率的な除排雪作業や安全な道路交通の確保が阻害されるため、効果的な周知の方法等を検討していく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や冬季の防災意識の啓発等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	冬期間の安全な道路交通確保のため、関係機関と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設の整備や老朽化対策を推進する。	県市	
○	近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 市	
○	引き続き、緊急時における関係機関との連携強化を図るとともに、転回路等の整備を推進する。	県市	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者と一層の情報共有を図る。	県市 交通事業者	
○	道路への雪出しや路上駐車による交通障害を防止するため、引き続き、広報紙やホームページによる注意喚起を継続するとともに、効果的な周知の方法等を検討する。	県市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定) 修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定) 修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>

事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【河川等の防災対策】</b>		
〈河川改修等の治水対策〉 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を推進する。	○	計画的な事業計画を策定できていないことから、未整備である河川台帳を整備し、維持管理を推進する必要がある。
〈農業水利施設の防災対策・老朽化対策〉 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全・老朽化対策等を実施している。	○	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の局地的な集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策を実施していく必要がある。
<b>【市街地の防災対策】</b>		
〈都市公園における防災対策〉 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。 特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。	○	災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。
〈立地適正化計画の推進〉 立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。	○	居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。
<b>【警戒避難体制の整備】</b>		
〈防災マップの作成及び津波避難計画の改定〉 津波発生時において住民等が迅速な避難ができ、人的被害を軽減するため、令和3年度に防災マップを作成予定である。 また、県が定めた津波浸水想定及び防災公共推進計画を元に「むつ市津波避難計画」を策定している。	○	令和3年度作成予定の防災マップ及びむつ市津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と大雨や台風による河川氾濫・高潮・市街地浸水が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設や河川関連施設等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、津波・洪水ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川台帳の整備を進め、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	県市	
○	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県市	
○	都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。 特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。	市	・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数 基準値：0公園（R1） 0公園（R1）→ 1公園（R18）
○	立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。	市	
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、現行のむつ市津波避難計画を改定する。 改定した津波避難計画や令和3年度作成予定の防災マップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。	県市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈津波防災地域づくり推進計画の実施、改定〉</p> <p>国の基本指針や県の津波浸水想定等を踏まえ、津波から住民の生命・財産・産業基盤を守るためのハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを総合的に推進するための「むつ市津波防災地域づくり推進計画」を策定している。</p>	○	<p>最新の情報に保つため、むつ市総合経営計画やむつ市地域防災計画をはじめとする各種計画の修正や、防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p>
<p>〈漁船避難ルールづくりの促進〉</p> <p>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、県と連携しながら、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>	○	<p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が沖合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>
<p>〈洪水ハザードマップの作成〉</p> <p>洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域に基づく、洪水ハザードマップを作成している。</p>	○	<p>近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水浸水想定区域が指定・公表されたことから、当該区域を基に洪水ハザードマップを作成し、地域住民へ周知・広報した。今後は洪水浸水区域の見直しの都度、迅速に洪水ハザードマップの改訂を図る。</p>
<p>〈避難指示等発令体制の整備〉</p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>	○	<p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難指示等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
<p>〈避難指示等の基準の作成〉</p> <p>市から住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害・土砂災害、津波）の避難指示等発令の基準を策定している。</p>	○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>津波発生時、多重防御により犠牲者を発生させない「津波に強いむつ市」を目指すため、各種計画の修正や防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行のむつ市津波防災地域づくり推進計画を改定する。</p> <p>より実効性のある計画にするため、機会があるごとに、各地区において住民との意見交換会を開催する。</p>	市	
○	<p>漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。</p>	県 市 漁協	<p>・漁船避難ルール策定漁協 基準値：1漁協 (R7) 1漁協 (R7) → 2漁協 (R12)</p>
○	<p>洪水発生時に住民等が迅速な避難行動を実施し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。</p>	県 市	
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、水位周知河川等の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難指示等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定を進める。</p>	県 市	
○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、当市の地域特性を踏まえ、避難指示等の発令基準の見直しを行う。</p>	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
<p><b>【避難場所の指定・確保】</b></p>		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実に行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p>	市	
○	<p>引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	県市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<b>【避難行動支援】</b>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>	○	<p>現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>
<p>〈水防災意識社会再構築ビジョンの取組〉</p> <p>田名部川、大畑川、川内川、脇野沢川など48河川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動、「洪水お知らせメール」等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>	○	<p>田名部川、大畑川、川内川、脇野沢川など48河川において、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国・県と連携して推進する。	国 県 市	

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 1-8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設等の整備】		
<p>〈防雪施設等の整備〉 地吹雪多発地域において防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の整備を推進している。</p>	○	<p>新たな施設整備を要する箇所のほか、施設の老朽化に伴い更新を要する施設や、風雪により道路の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設整備を検討する必要がある。</p>
【市街地の防災対策】		
<p>〈都市公園における防災対策〉 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園において防災機能の強化を推進している。 特に、地域災害拠点病院の「むつ総合病院」や指定避難所の「下北文化会館」に隣接し、指定緊急避難場所となっている「金谷公園」において、施設間のアクセス機能の向上等による防災機能の強化を検討している。</p>	○	<p>災害発生時には避難場所や活動拠点として活用される都市公園では、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能な非常用電源発電設備等の整備等による防災機能の強化を促進する必要がある。</p>
<p>〈立地適正化計画の推進〉 立地適正化計画において、居住誘導区域を定めることで人口密度の維持を図ることとして、コンパクトシティの形成を推進している。</p>	○	<p>居住誘導区域に災害リスクの高い地域が残存していることから、頻発・激甚化する自然災害に対応したコンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</p>
【道路交通の確保】		
<p>〈除排雪体制の強化〉 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。 また、計画的な除雪機械の更新や除雪管理システムの導入により、除排雪体制の強化を推進している。</p>	○	<p>近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う大規模津波と暴風雪や豪雪等が同時又は連続的に発生することによる多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設等の整備を進めるとともに、住民の避難場所の確保、津波・洪水ハザードマップ等の見直しにより避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	冬期間の安全な道路交通確保のため、関係機関と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵及び視線誘導標等の施設の整備や老朽化対策を推進する。	県市	
○	都市公園における防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し、アクセス機能の向上や非常用電源設備の整備等の防災対策を促進する。 特に、防災上重要な役割を担う「金谷公園」については、防災公園に位置づけ、国の交付金等を活用し、防災機能の強化を促進する。	市	・防災機能の向上を目的とした施設設備を行った公園数 基準値：0公園（R1） 0公園（R1）→ 1公園（R18）
○	立地適正化計画において、居住誘導区域に残存する災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するとともに、防災指針の追加を行うことで、コンパクトで安全・安心なまちづくりを推進する。	市	
○	近年の局地的な豪雪・暴風等による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保するとともに、関係機関との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈立往生車両の未然防止〉</p> <p>平成24年2月に暴風雪により市内全域で車両の立往生が発生したことを受け、事態の再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。</p>	○	<p>集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避するため、計画的・予防的な通行止めのほか、滞留車両の排出を目的とした転回路等の整備を行う必要がある。</p>
【代替交通手段の確保】		
<p>〈代替交通手段の確保〉</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、交通事業者と情報共有を図っている。</p>	○	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者との情報共有を図る必要がある。</p>
【冬季の防災意識の啓発】		
<p>〈冬季の防災意識の啓発〉</p> <p>冬季の防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。</p>	○	<p>道路への雪出しや路上駐車等が行われることにより、効率的な除排雪作業や安全な道路交通の確保が阻害されるため、効果的な周知の方法等を検討していく必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、緊急時における関係機関との連携強化を図るとともに、転回路等の整備を推進する。	県市	
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に円滑に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者と一層の情報共有を図る。	県市 交通事業者	
○	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報紙やホームページによる注意喚起を継続するとともに、住民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	県市	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率 (むつ市内事業) 95% (R7)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
【警戒避難体制の整備】		
<p>〈防災マップの作成及び津波避難計画の改定〉</p> <p>津波発生時において住民等が迅速な避難ができ、人的被害を軽減するため、令和3年度に防災マップを作成予定である。</p> <p>また、県が定めた津波浸水想定及び防災公共推進計画を元に「むつ市津波避難計画」を策定している。</p>	○	<p>令和3年度作成予定の防災マップ及びむつ市津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p>
<p>〈津波防災地域づくり推進計画の実施、改定〉</p> <p>国の基本指針や県の津波浸水想定等を踏まえ、津波から住民の生命・財産・産業基盤を守るためのハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりを総合的に推進するための「むつ市津波防災地域づくり推進計画」を策定している。</p>	○	<p>最新の情報に保つため、むつ市総合経営計画やむつ市地域防災計画をはじめとする各種計画の修正や、防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。</p>
<p>〈漁船避難ルールづくりの促進〉</p> <p>津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、県と連携しながら、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。</p>	○	<p>津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協が少ないことから、漁船が沖合避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。</p>
<p>〈避難指示等の基準の作成〉</p> <p>市から住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害・土砂災害、津波）の避難指示等発令の基準を策定している。</p>	○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市	
○	農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定) 修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定) 修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を行うため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、現行のむつ市津波避難計画を改定する。</p> <p>改定した津波避難計画や令和3年度作成予定の防災マップは、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。</p>	県市	
○	<p>津波発生時、多重防御により犠牲者を発生させない「津波に強いむつ市」を目指すため、各種計画の修正や防災上の情報に変更があった場合は、必要に応じて現行のむつ市津波防災地域づくり推進計画を改定する。</p> <p>より実効性のある計画にするため、機会があるごとに、各地区において住民との意見交換会を開催する。</p>	市	
○	漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。	県市漁協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船避難ルール策定漁協 基準値：1漁協 (R7) 1漁協 (R7) → 2漁協 (R12)</li> </ul>
○	国のガイドラインの改定等があった場合は、当市の地域特性を踏まえ、避難指示等の発令基準の見直しを行う。	県市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受け入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県市	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。</p>	市	
○	<p>引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	県市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
【消防力の強化】		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>	○	<p>現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	

<p>事前に備えるべき目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-9 原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等の同時発生による多数の死傷者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【原子力災害の防災対策】</p>		
<p>〈原子力災害時の防災対策〉</p> <p>原子力災害対策については、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村は、原子力関連施設を有する又は隣接する市町村として、災害対策基本法に基づき、原子力災害時応援協定を締結している。</p>		<p>原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるできないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、各種研修や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。</p>
<p>〈原子力施設の安全性検証〉</p> <p>原子力施設に係る立地要請や安全協定等の際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目において検証を行っており、市においても、県及び関係機関とともに、原子力施設の立入調査や現地確認を実施している。</p>		<p>原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>
<p>【道路施設の防災対策】</p>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

原子力関連施設の被災・事故等と大雨・台風や暴風雪・豪雪等が同時発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、緊急輸送道路等の道路の整備、防災訓練の実施により避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>非常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための研修等を実施する。</p> <p>また、県とともに開催している原子力防災訓練を、今後も継続して実施する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力・エネルギー対策県民会議、県民説明会、各種団体等の各界各層の意見を踏まえつつ、住民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。</p> <p>市においても、原子力施設の安全性については、適切な検証を行う。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	<p>国 県 市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
【警戒避難体制の整備】		
<p>〈避難指示等の基準の作成〉</p> <p>市から住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害・土砂災害、津波）の避難指示等発令の基準を策定している。</p>	○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難指示等の発令基準を見直していく必要がある。</p>
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p>〈指定緊急避難場所及び指定避難所の指定〉</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者の滞り場所となる指定避難所の確保を図り、情報提供を行っている。</p>	○	<p>令和8年2月時点で108の指定緊急避難場所、99の指定避難所、4の広域避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客の避難所を確保するため、指定避難所等の指定を進めていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)
○	農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	国のガイドラインの改定等があった場合は、当市の地域特性を踏まえ、避難指示等の発令基準の見直しを行う。	県 市	
○	<p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 市	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所等の指定を進める。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所 108か所 (R8)</li> <li>・指定避難所 99か所 (R8)</li> <li>・広域避難場所 4か所 (R8)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈福祉避難所の指定・協定締結〉</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、事業者と協定を結び福祉避難所を確保するよう努める。</p> <p>令和7年3月31日時点で、19施設と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に福祉避難所の開設が決まった際、円滑な受入れが行われるよう連携体制を強化していく必要がある。</p>
<p>〈防災公共の推進〉</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、住民の命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化等のハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と連携しながら推進している。</p> <p>「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し、速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p>〈福祉施設・学校施設等の安全対策〉</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等について、避難計画が策定されていない施設もあることから、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<b>【避難行動支援】</b>		
<p>〈避難行動要支援者名簿の作成〉</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、むつ市避難行動要支援者避難支援全体計画を策定し、むつ市避難行動要支援者登録台帳を作成している。</p>	○	<p>迅速かつ的確な対応をするために、登録台帳を最新にする必要がある。</p>
<p>〈避難行動要支援者名簿の活用〉</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、警察、消防等の避難支援等関係者へ同意者名簿の提供を行っている。</p>	○	<p>個人情報の漏洩や第三者に伝わらないよう関係者に対し、適切な取扱いを徹底するよう周知する必要がある。</p>
<b>【消防力の強化】</b>		
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、事業者と意見交換を図り、連絡体制の確立に取り組む。	市	
○	引き続き、県と連携しながら、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練等により、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 市	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 市 民間事業者	
○	広報誌やホームページにより周知徹底を図り、登録情報が古い場合は登録変更届の提出を促進する。	市	
○	個人情報漏洩等防止のため、保管方法や利用方法を厳正に行うよう、避難支援等関係者へ助言・指導する。	市	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域 行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>〈消防団員の安全確保〉</p> <p>津波災害時の消防団員の安全確保のため、平成25年10月に、参集場所、活動要領、退避ルール等を定めた「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」を策定している。</p>	○	<p>現行のマニュアルは津波災害時を想定した内容となっているため、津波以外の災害にも対応できるようマニュアルを見直すとともに、策定したマニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施し、検証していく必要がある。</p>
<p><b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b></p>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図る。	市	

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】</p>		
<p>〈病院施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震による被害で病院機能の一部を一時的に喪失するなど、施設及び設備の老朽化が顕著であり、早期に安全性を確保するため、再建計画の策定を進め、一般病棟の新築整備と並行して、既存施設整備の老朽化対策を推進している。</p>		<p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院の一般病棟は、耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も顕著なため、早急に対応する必要がある。また、一般病棟以外の建築物及び設備についても老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>
<p>【災害対策本部機能の強化】</p>		
<p>〈災害対策本部機能の強化〉</p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置するむつ市災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的な図上訓練を実施している。</p>		<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
<p>【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】</p>		
<p>〈災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化〉</p> <p>災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画は策定済みである。</p> <p>また、北海道東北各県持ち回りで行われる緊急消防援助隊のブロック合同訓練に毎年参加している。</p>		<p>下北消防本部では、これまでに緊急消防援助隊の受け入れを行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。</p>
<p>〈防災航空隊への航空支援〉</p> <p>大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣することとしている。</p>		<p>これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や災害応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のほか、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金や災害復旧補助金等の活用を図りながら、病院の耐震化・老朽化対策を促進する。 むつ総合病院の一般病棟は、建替えに向けた取組を進め、病棟以外の建築物及び設備は、長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 市 一部事務組合 北医療センター	
○	災害対策本部機能の強化・充実を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市	
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、引き続き、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 下北地域広域行政事務組合 市	
○	大規模災害時に航空隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。	県 下北地域広域行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈医療従事者確保に係る連携体制〉</p> <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるため、県主催の災害時の保健医療提供体制に係る会議や図上訓練等に参加している。</p> <p>また、災害発生時の医療提供体制確保のため、むつ総合病院は、平成26年度に青森県DMAT指定病院となっており、DMAT隊員の養成を進める。</p>		<p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。</p> <p>また、むつ総合病院は青森県DMAT指定病院として、関係機関との情報を共有するためのハード面及びソフト面を整備していく必要があるとともに、DMAT隊員を養成していく必要がある。</p>
<p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>		<p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
<p><b>【救急・救助活動等の体制強化】</b></p>		
<p>〈救急・救助活動等の体制強化〉</p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期的に行っている地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき、救急救命士の再教育を実施している。</p> <p>救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>		<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p>
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>また、災害時における関係機関と情報共有を図るためのハード面及びソフト面の整備について検討していくとともに、継続的に DMAT 隊員の育成を進める。</p>	<p>県 一部事務組合 下北医療センター 市</p>	
○	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	<p>国 県 市 下北地域広域行政事務組合</p>	
○	<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。</p> <p>また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。</p>	<p>下北地域広域行政事務組合 市</p>	
○	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。</p> <p>また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。</p>	<p>下北地域広域行政事務組合 市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
<b>【支援物資等の供給体制の確保】</b>		
<p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>		<p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関等の全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>
<p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>		<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域 行政事務組合 市	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	市	
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。 また、日本赤十字社と受入対応を協議し、必要な支援を調整する機能を整備する。	市 民間事業者	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災訓練の推進〉</p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練や図上訓練による災害対策本部の運営訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っている。</p>	○	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災組織が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。</p>
<p>〈地域防災リーダーの育成〉</p> <p>災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、地域防災のリーダーとなる人材が必要なため、防災士の育成支援や研修会の周知等を行っている。</p>		<p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県 市	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の自主防災組織の避難訓練等の支援を行う。	市	
○	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や町内会が防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修会等の取組を実施する。	市	

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><b>【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】</b></p>		
<p>〈緊急車両等への燃料供給の確保〉 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合下北支部と石油燃料の優先供給に係る協定を締結している。</p>		<p>災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、青森県石油商業組合下北支部との連携体制を維持する必要がある。</p>
<p>〈医療施設の燃料等確保〉 むつ市地域防災計画に基づき石油燃料を調達し、それでも石油燃料が不足又は確保できない場合は、青森県災害対策本部統括調整部対策班石油担当へ要請する。</p>		<p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、概ね電源や燃料が確保されているが、特に一般病棟において施設設備の老朽化が顕著であり、定期的なメンテナンスや動作確認を継続しつつ、新病棟整備を進める必要がある。</p>
<p><b>【病院・福祉施設等の耐震化】</b></p>		
<p>〈病院施設の耐震化・老朽化対策〉 地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震による被害で病院機能の一部を一時的に喪失するなど、施設及び設備の老朽化が顕著であり、早期に安全性を確保するため、再建計画の策定を進め、一般病棟の新築整備と並行して、既存施設整備の老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院の一般病棟は、耐震基準を満たしておらず、設備の老朽化も顕著なため、早急に対応する必要がある。また、一般病棟以外の建築物及び設備についても老朽化対策を計画的に実施する必要がある。</p>
<p>〈社会福祉施設等の耐震化対策等〉 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等の社会福祉施設の耐震化対策等を推進している。</p>	○	<p>耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化対策等を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のための支援ルート及びエネルギー供給の途絶を防ぐため、救急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。また、医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、医療施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	市	
○	災害拠点病院においても、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き、非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等、電源や燃料を確保するとともに、現在の施設設備が老朽化していることも視野に入れつつ、取組を推進する。	一部事務組合下 北医療センター	
○	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金や災害復旧補助金等の活用を図りながら、病院の耐震化・老朽化対策を促進する。 むつ総合病院の一般病棟は、建替えに向けた取組を進め、病棟以外の建築物及び設備は、長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 市 一部事務組合下 北医療センター	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 市 社会福祉施設等	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【災害発生時における医療提供体制の構築】</b>		
<p>〈災害時医療の連携体制〉</p> <p>災害発生時において、地域災害拠点病院としての適切な医療行為を確保するため、災害対応マニュアルの整備を行う。</p> <p>また、災害発生時の救護班の編成及び救護所の設置等を地域防災計画で定めている。</p>		<p>関係機関からの支援及び派遣要請に対して人員不足が想定されるため、人員不足を想定したマニュアルの見直しが必要である。</p> <p>また、災害発生時には、市の救護班のみでは人員が不足する場合が想定されるため、公的医療機関や医師会と連携していく必要がある。</p>
<p>〈医療従事者確保に係る連携体制〉</p> <p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるため、県主催の災害時の保健医療提供体制に係る会議や図上訓練等に参加している。</p> <p>また、災害発生時の医療提供体制確保のため、むつ総合病院は、平成26年度に青森県DMAT指定病院となっており、DMAT隊員の養成を進める。</p>	○	<p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県との連携を強化していく必要がある。</p> <p>また、むつ総合病院は青森県DMAT指定病院として、関係機関との情報を共有するためのハード面及びソフト面を整備していく必要があるとともに、DMAT隊員を育成していく必要がある。</p>
<p>〈お薬手帳の利用啓発〉</p> <p>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「薬と健康の週間」において「お薬手帳」の普及啓発を行っている。</p>		<p>持病を抱える被災者が災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成・携行について啓発していく必要がある。</p>
<b>【ドクターヘリの運航の確保】</b>		
<p>〈ドクターヘリの運航確保〉</p> <p>ドクターヘリのランデブーポイントを設置し、県のドクターヘリの運航を確保している。</p>		<p>災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>関係機関からの支援及び派遣要請等の内容を検討し、マニュアルの見直しを進める。</p> <p>また、大規模災害発生時に市の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施等により、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。</p>	<p>一部事務組合 下北医療センター</p>	
○	<p>災害発生時に医療提供体制を確保するため、県が実施する会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>また、災害時における関係機関と情報共有を図るためのハード面及びソフト面の整備について検討していくとともに、継続的にDMAT隊員の育成を進める。</p>	<p>県 一部事務組合 下北医療センター 市</p>	
	<p>災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、様々な機会を通じて「お薬手帳」の作成・携行について普及啓発を図る。</p>	<p>一部事務組合 下北医療センター 薬剤師会</p>	
○	<p>引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>県 一部事務組合 下北医療センター 下北地域広域行政事務組合</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
<b>【要配慮者への支援等】</b>		
<p>〈要配慮者等への支援〉</p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害派遣福祉チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>市では、県が進めているDCATの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>		<p>県では、避難所での福祉ニーズの把握や生活環境に配慮した対応等ができるようDCATチーム員を養成するとともに、県外から派遣があった場合の受入体制を整備する必要がある。</p> <p>市では、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率 (むつ市内事業) 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害派遣福祉チーム (DCAT) の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。</p> <p>市は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈男女のニーズの違いに配慮した支援〉</p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、避難所運営において男女のニーズの違いに配慮するとともに、避難生活におけるプライバシーの確保を図るため、パーティションや簡易テント等の資機材の整備を進めている。</p>		<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
<p>〈心のケア体制の確保〉</p> <p>心の健康づくりを推進するため、「むつ市のちを支えるこころの健康づくり計画」を策定しており、心の病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>		<p>被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が表れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。</p>
<p>〈児童生徒の心のサポート〉</p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>		<p>災害発生時の迅速な対応や学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、県教育委員会との連絡体制を密にしておく必要がある。</p>
<p>〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉</p> <p>外国人観光客等に対する防災情報提供のため、外国人にわかりやすい日本語で「外国人のための防災ガイドブック」の作成等を検討している。</p> <p>また、外国人観光客等の受入環境整備のため、市が管理する観光施設等において、WI-FIサービスを提供している。</p>		<p>外国人観光客等が自力で情報収集・避難できるようにするため、「外国人のための防災ガイドブック」の作成を進めるとともに、外国人観光客向けの外国語による情報発信を充実する必要がある。</p> <p>WI-FIサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>
<p><b>【動物救護対策】</b></p>		
<p>〈動物救護対策〉</p> <p>地域防災計画において、避難所での家庭動物のスペースの確保や環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て、飼い主に対し、一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。</p>		<p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に努める。	市	
○	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから連携体制を構築する。</p>	県 市	
○	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	市	
○	<p>外国人観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、「外国人のための防災ガイドブック」の作成を進めるとともに、外国人向け観光パンフレットの一部に緊急連絡先等を掲載することや、多言語による防災情報の伝達の在り方について検討する。</p> <p>WI-FIサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。</p>	県 市	
	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【被災地における感染症対策】</b>		
<p>〈避難所における良好な生活環境の確保〉</p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の整備を進めている。併せて、物資不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結による流通備蓄を進めている。</p>		<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
<p>〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉</p> <p>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。</p> <p>また、避難所は不特定多数が密集し、感染症のリスクが高くなるため、平時から感染者が発生した場合の対応を検討する。</p>		<p>災害発生時における避難所等での感染症対策については、今後も、各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。</p>
<p>〈予防接種の促進〉</p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。</p>		<p>予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p>
<b>【観光客等に対する広域避難の強化】</b>		
<p>〈観光客等に対する広域避難の強化〉</p> <p>災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。</p>		<p>市内で開催される祭り等の期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、市の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等の対応を検討する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進めるとともに、災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。</p> <p>また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。</p>	県市	
○	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p>	県市	
○	<p>予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を行う。</p>	市	
○	<p>災害発生時に市の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。</p>	県市	

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【支援物資等の供給体制の確保】</p>		
<p>〈非常用物資の備蓄〉 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。 また、県及び市は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>		<p>引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。 また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。</p>
<p>〈災害発生時の物流インフラの確保〉 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路、港湾等の物流インフラの強化策を検討している。</p>		<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断等により物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>
<p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉 災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p>		<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>
<p>〈災害応援の受入体制の構築〉 災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関等の全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。</p> <p>また、住民の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び市の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が策定した防災物流インフラ強化計画に基づき、県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>市 民間事業者</p>	
○	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	<p>市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	○	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<p>〈要配慮者（難病疾患等）への医療的支援〉</p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>		<p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。</p>
<p>〈災害用医薬品等の確保〉</p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。</p> <p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、主に災害発生から5日目頃までに消費が多いと予想される外傷、救命措置に使用する薬品の院内在庫を確保しているほか、院内在庫薬品調査、使用期限確認を行い、適正在庫に努めている。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
<p>〈むつ市防災食育センターの整備〉</p> <p>老朽化した給食センター及び各学校給食施設を一つに集約し、平時には学校給食を提供、災害時には応急給食を提供できる複合施設（むつ市防災食育センター）について、令和7年度より運営を開始した。</p>		<p>防災拠点施設としての、物資備蓄体制や災害発生時の応急給食提供について、具体的な運用が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<p>〈応急給水資機材の整備〉</p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。</p> <p>また、日本赤十字社と受入対応を協議し、必要な支援を調整する機能を整備する。</p>	市 民間事業者	
○	<p>在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、むつ下北医師会等の関係機関との連携強化を図る。</p>	県 市	
○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施等により、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	一部事務組合 下北医療センター 市	
○	<p>食材等の備蓄体制や災害時の支援体制の構築を図るため、防災安全課及び調理等業務を委託しているむつ市教育福祉振興会等の関係機関との連携強化を図る。</p>	市	
○	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【被災地における感染症対策】</b>		
<p>〈避難所における良好な生活環境の確保〉</p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の整備を進めている。併せて、物資不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結による流通備蓄を進めている。</p>	○	<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
<p>〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉</p> <p>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。</p> <p>また、避難所は不特定多数が密集し、感染症のリスクが高くなるため、平時から感染者が発生した場合の対応を検討する。</p>	○	<p>災害発生時における避難所等での感染症対策については、今後も、各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進めるとともに、災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。</p> <p>また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。</p>	県 市	
○	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p> <p>また、密集を避けるため避難所の増設について検討する。</p>	県 市	

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<p>〈非常用物資の備蓄〉</p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、県及び市では、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう啓発している。</p> <p>また、県及び市は、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー、飲料水メーカー等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	○	<p>引き続き、住民等に家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。</p> <p>また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、さらに協定締結を推進するなど、備蓄の確保を図る必要がある。</p>
<p>〈災害発生時の物流インフラの確保〉</p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路、港湾等の物流インフラの強化策を検討している。</p>	○	<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断等により物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>
<p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p>	○	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>
<p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関等の全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び災害応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。</p> <p>また、住民の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び市の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が策定した防災物流インフラ強化計画に基づき、県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>市 民間事業者</p>	
○	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	<p>市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈救援物資等の受援体制の構築〉</p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に進行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	○	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>
<p>〈要配慮者（難病疾患等）への医療的支援〉</p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>	○	<p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。</p>
<p>〈災害用医薬品等の確保〉</p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。</p> <p>地域災害拠点病院であるむつ総合病院では、主に災害発生から5日目頃までに消費が多いと予想される外傷、救命措置に使用する薬品の院内在庫を確保しているほか、院内在庫薬品調査、使用期限確認を行い、適正在庫に努めている。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
<p>〈むつ市防災食育センターの整備〉</p> <p>老朽化した給食センター及び各学校給食施設を一つに集約し、平時には学校給食を提供、災害時には応急給食を提供できる複合施設（むつ市防災食育センター）について、令和7年度より運営を開始した。</p>	○	<p>防災拠点施設としての、物資備蓄体制や災害発生時の応急給食提供について、具体的な運用が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。</p> <p>また、日本赤十字社と受入対応を協議し、必要な支援を調整する機能を整備する。</p>	市 民間事業者	
○	<p>在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、むつ下北医師会等の関係機関との連携強化を図る。</p>	県 市	
○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施等により、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	一部事務組合 下北医療センター 市	
○	<p>食材等の備蓄体制や災害時の支援体制の構築を図るため、防災安全課及び調理等業務を委託しているむつ市教育福祉振興会等の関係機関との連携強化を図る。</p>	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【水道施設の防災対策】</b>		
<p>〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>		<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p>〈応急給水資機材の整備〉</p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	○	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>
<p>〈水道施設の応急対策〉</p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>		<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。</p>
<b>【漁港の防災対策】</b>		
<p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p>	○	<p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、地震等災害に強い水道施設整備及び水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設の耐震化率 9.6% (R6) → 9.6% (R12)</li> <li>・配水池の耐震化率 7.5% (R6) → 7.5% (R12)</li> <li>・基幹管路の耐震化率 38.8% (R6) → 40.5% (R12)</li> </ul>
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材 (応急給水) の更新を図る。	市	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材 (応急復旧) の更新を図る。	市	
○	災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。	県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港施設の長寿命化計画の策定 策定済み漁港 6漁港 (R7) R12までに策定漁港 1漁港</li> <li>・漁港施設の長寿命化対策の継続 R12まで6漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R2完了 1漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R12完了 2漁港</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【食料生産体制の強化】</b>		
<p>〈食料生産体制の強化〉</p> <p>農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」を策定し、担い手の育成や多面的機能の維持を推進している。</p> <p>漁業については、当市魚市場における取扱の主力魚種であるホタテガイ、スルメイカ等の水揚量の増加を図るため、生産者に対する支援を行うと同時に、水揚げの安定を図るための陸上養殖実証実験を実施している。</p>		<p>農業については、水稲、野菜、花き、畑作者等の多彩な農業生産が行われており、災害発生時においても農作物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>漁業については、水揚量の増加に取り組んでいることで、生産者だけではなく、水産加工業の振興につなげ、食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策〉</p> <p>産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p>		<p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施する必要がある。</p>
<p>〈食料市場の早期復旧体制の構築〉</p> <p>生鮮食品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図るため、市場関係者に対する助言・指導を行っている。</p>		<p>災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、食料の安定供給の停滞を防ぐために市場再開に向けた体制を構築する必要がある。</p>
<p>〈多様なニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進〉</p> <p>農業については、多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化を推進するため、付加価値の高い農業生産を促進している。</p> <p>漁業については、加工食品の研究等を行っている地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所や民間業者等と連携しながら、当市魚市場で水揚げされる加工原料のPRに努めている。</p>		<p>消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農作物のブランド化やニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。</p>
<p>〈農業・水産業の担い手育成・確保〉</p> <p>当市の安全・安心な農産物及び水産物を供給していくためには、農業・水産業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材の育成等により、新規就業者の確保に取り組んでいる。</p>		<p>当市の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>農業については、農業の振興と持続的発展を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づき担い手の推進、農業の魅力を啓発し、農業施策を推進する。</p> <p>漁業については、引き続き、増殖場造成事業、新規漁業従事者確保等を行いながら、水揚量の増加を図っていく。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業産出額 32.3億円 (R5) → R5年度の水準を維持する (R12)</li> <li>・むつ市内の漁港の水揚げ高 (数量・金額) 5,532トン・26.5億円 (R6) → R6年度の水準を維持する (R12)</li> <li>・水産加工品生産高 (数量・金額) 1,660トン・28億円 (R6) → R6年度の水準を維持する (R12)</li> </ul>
○	<p>安定した農業生産を確保するため、引き続き、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を実施し、営農基盤の強化を図る。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用パイプハウス等の農業施設の面積 1.12ha (R3) → 6.4ha (R7)</li> </ul>
○	<p>災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。</p>	県 市	
○	<p>農業については、有機栽培や特別栽培等の消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。</p> <p>漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き、関係機関等と連携しながら、当市の漁港で水揚げされる加工原料のPRを行う。</p>	県 市	
○	<p>当市の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等の労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>また、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p>	県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者累計数認定農業者 17人 (H30) → 23人 (R7)</li> <li>・農業経営体数 202経営体 (H27) → 132経営体 (R7)</li> <li>・市内漁協組合員数 624人 (R6) → R6年度の水準を継続 (R12)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【被災農林漁業者の金融支援】</b>		
<p>〈被災農林漁業者への金融支援〉</p> <p>農業については、災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。</p> <p>漁業については、災害により被害を受けた漁業者の経営の維持・安定を図るため、国の水産関係無利子化事業や漁業者等緊急保証対策事業を活用し、被害漁業者の金利負担を軽減している。</p>		<p>被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 市	

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
<p>〈集落の孤立防止対策〉 県と一体となって取り組んでいる「防災公共」の一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>		<p>近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。</p>
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
<p>〈孤立集落発生時の支援体制の確保〉 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。</p>		<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>
【代替輸送手段の確保】		
<p>〈代替輸送手段の確保〉 三方が海に囲まれている地域特性を生かし、災害発生時における海路による輸送を確保するため、大湊港の耐震強化岸壁を整備している。 また、災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>		<p>大規模災害時において、陸上輸送の代替手段は海上輸送となることから、湾港機能の防災機能強化が必要である。</p>
【ドクターヘリの運航の確保】		
<p>〈ドクターヘリの運航確保〉 ドクターヘリのランデブーポイントを設置し、県のドクターヘリの運航を確保している。</p>	○	<p>災害発生時の運用については、県の判断・指示が必要であるため、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

多数の孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落への支援体制や、情報通信利用環境の強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 市	
○	県及び下北圏域の町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県 市	
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の耐震化対策、老朽化対策を実施する。	県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁港施設の長寿命化計画策定 策定済み漁港 6漁港（R7） R12までに策定漁港 1漁港</li> <li>・ 漁港施設の長寿命化対策の継続 R12まで6漁港</li> <li>・ 漁港施設機能強化事業R2完了 1漁港</li> <li>・ 漁港施設機能強化事業R12完了 2漁港</li> </ul>
○	引き続き、県及び消防機関、その他関係機関との連携強化を図る。	県 一部事務組合下 北医療センター 下北地域広域行政事務組合	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【情報通信の確保】</b>		
<p>〈情報通信利用環境の強化〉</p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する観光施設等においてWI-FIサービスを提供している。</p> <p>また、情報通信が途絶した時のために、平時から通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p>		<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。</p>
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。	市 民間事業者	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけではなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率 (むつ市内事業) 95% (R7)</li> </ul>
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市	
○	農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>

<p>事前に備えるべき目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【被災地における感染症対策】</p>		
<p>〈避難所における良好な生活環境の確保〉 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、冷暖房等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の整備を進めている。併せて、物資不足に備え、市町村間相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定締結による流通備蓄を進めている。</p>	○	<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、冷暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
<p>〈感染症への意識向上及び対応策の整備〉 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。 また、避難所は不特定多数が密集し、感染症のリスクが高くなるため、平時から感染者が発生した場合の対応を検討する。</p>	○	<p>災害発生時における避難所等での感染症対策については、今後とも、各種研修及び訓練等に取り入れていく必要がある。</p>
<p>〈予防接種の促進〉 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種勧奨、普及啓発を行っている。</p>	○	<p>予防接種の接種率が低いと、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p>
<p>【防疫対策】</p>		
<p>〈防疫対策の推進〉 災害時における感染症予防のための防疫対策等は、防疫班を編制し、県と連携しながら、被災地における防疫措置や避難所の防疫指導、家畜伝染病の防疫等に対応するよう実施体制を構築している。</p>		<p>感染症の流行に備え、予防策の徹底・生活空間の衛生の確保を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大規模な自然災害と感染症との同時発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、避難場運営に必要な資機材の整備を進めるとともに、災害時の物資の調達等に関する協定の締結を推進し、受援体制を強化する。</p> <p>また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえて、公的備蓄を推進する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p> <p>また、密集を避けるため避難所の増設について検討する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を行う。</p>	<p>市</p>	
○	<p>平時から、災害発生時における防疫対策等について普及啓発を行うとともに、感染症の流行に備え、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケット等の予防策を徹底し、生活空間の衛生環境の確保を図る等の防疫対策の強化を図る。</p>	<p>県 市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【下水道施設の機能確保】</b>		
<p>〈下水道施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し、重要度の高い設備に対し、予防保全を実施している。</p>		<p>供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用年数を超えるものもあり、今後の運転管理や処理機能にリスクがある。</p> <p>下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、耐震化や管路施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p>〈下水道事業の業務継続計画の策定〉</p> <p>下水道施設は地域住民にとって重要なライフラインの一つであり、災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな復旧のため、業務継続計画を策定している。</p>		<p>災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、近年の大規模災害の事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>
<p>〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉</p> <p>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、トイレカーを整備するとともに、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。</p>		<p>災害発生時の対応としては、避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設トイレ以外に必要なトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。</p>
<b>【合併処理浄化槽への転換の促進】</b>		
<p>〈合併処理浄化槽への転換の促進〉</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する浄化槽設置整備補助金制度を設けており、広報紙、ホームページにより当該制度の周知に努めている。</p>		<p>依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	市	
○	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな復旧が図られるよう、下水道施設の業務継続計画を見直す。	市	・下水道事業業務継続計画の策定 改定済(現状)→随時見直し
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力関係を構築する。  また、各家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	県 市	
	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成交付金及び市の補助金制度の周知をするとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	市	

事前に備えるべき目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する		
リスクシナリオ		
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【災害対応庁舎等における機能の確保】</b>		
<p>〈公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>市有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、老朽化対策等の取組を進めている。</p>	○	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。
<p>〈代替庁舎の確保〉</p> <p>本庁舎は免震構造となっており、津波浸水想定区域外となっているため危険性は少ないものと考えられるが、大規模災害により本庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、耐震性、二次災害の危険性が少ないこと、非常用電源が確保されていることを考慮し、業務継続計画（BCP）では、消防本部、上下水道局を代替施設として位置づけている。（ただし、災害の状況に応じて活用する代替庁舎を選定することとしている。）</p>		大規模災害により本庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、現在特定されている代替庁舎以外にも代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
<b>【電力の供給停止対策】</b>		
<p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>市庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保が必要である。</p>
<b>【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】</b>		
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混戦に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、広域連携体制の構築を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画（令和2年度策定）を進めるとともに、公共施設マネジメントの意識醸成と知識習得を図る。	市	
○	引き続き、他の代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練の実施を検討し、災害対応力の強化向上を図る。	市 下北地域広域行政事務組合	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。 また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。	市	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈行政情報通信基盤の耐災害性の強化〉</p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室では耐震の面からサーバ専用ラックに機器類を設置している。</p> <p>また、電力喪失に備え、サーバ類はUPSに接続するとともに、サーバ室に非常用電源を整備している。</p>		<p>災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。</p>
<p>〈行政情報の災害対策〉</p> <p>災害発生時による行政データの毀損等を防止するため、クラウド上や仮想サーバ内及び別媒体で定期的にバックアップを実施している。</p>		<p>大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止するため、バックアップを実施していないシステムにおいてバックアップを実施していく必要がある。</p>
<b>【行政機能の業務継続計画の策定】</b>		
<p>〈業務継続計画の策定〉</p> <p>災害時にむつ市役所自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を予め定め、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うためにむつ市業務継続計画を策定している。</p>		<p>業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。</p>
<b>【災害対策本部機能の強化】</b>		
<p>〈災害対策本部機能の強化〉</p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置するむつ市災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	○	<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
<b>【受援・連携体制の構築】</b>		
<p>〈広域連携体制の構築〉</p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		<p>青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。	市	
○	大規模災害時における行政データ保全のため、バックアップを実施していないシステムにおいてバックアップ方法等を検討する。	市	
○	防災訓練を通じて、災害発生時に優先すべき業務を実施できるよう、適宜業務継続計画の見直しを図るとともに、業務継続計画の内容を定期的に職員へ周知していく。	市	
○	災害対策本部機能の強化・充実を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市	
○	「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関等の全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>
【防災訓練の推進】		
<p>〈総合防災訓練の実施〉</p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	○	<p>他県における近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。</p>	市	
○	<p>大規模災害発生時の応急体制の更なる充実を図るため、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。</p>	国 県 市 下北地域広域 行政事務組合	

事前に備えるべき目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【企業における業務継続体制の強化】</b>		
<p>〈企業の業務継続計画作成の促進〉</p> <p>県では、災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。</p> <p>市においては、中小企業者に対し業務継続計画（BCP）の普及啓発を図れるよう、ホームページの作成等を検討している。</p>		<p>経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。</p>
<b>【農林水産物の移出・流通対策】</b>		
<p>〈農林水産物の移出・流通対策〉</p> <p>災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p>		<p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p>
<b>【物流機能の維持・確保】</b>		
<p>〈災害発生時の物流機能の確保〉</p> <p>災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、公益社団法人青森県トラック協会下北支部と協定を締結している。</p>		<p>災害発生時に物流が十分機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。</p>
<p>〈輸送ルートの代替性の確保〉</p> <p>当市は海に面しており、災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替輸送ルートとして、海路による輸送が考えられることから、船舶運航事業者と情報共有を図っている。</p>		<p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替輸送ルートを確保するため、引き続き、船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p>
<b>【被災企業の金融支援】</b>		
<p>〈被災企業への金融支援等〉</p> <p>県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。</p>		<p>罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

サプライチェーンの寸断や一極集中等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について、普及啓発していく仕組みを構築する。</p> <p>また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP）についても併せて周知する。</p>	<p>県市</p>	
	<p>農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。</p>	<p>県市</p>	
	<p>災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。</p>	<p>県市</p>	
○	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう船舶運航事業者と一層の情報共有を図っていく。</p>	<p>県市 船舶運航事業者</p>	
	<p>罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、被災証明書発行における初動体制を整備する。</p>	<p>県市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
<b>【漁港の防災対策】</b>		
<p>〈漁港施設の耐震化・老朽化対策〉</p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、施設の長寿命化を図っている。</p>	○	<p>漁港施設は、老朽化対策・機能強化対策が十分ではない漁港があることから、引き続き、老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定) 修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定) 修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>災害発生時の海路による輸送を確保するため、漁港施設の老朽化対策・機能強化を実施する。</p>	県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港施設の長寿命化計画の策定 策定済み漁港 6漁港 (R7) R12までに策定漁港 1漁港</li> <li>・漁港施設の長寿命化対策の継続 R12まで6漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R2完了 1漁港</li> <li>・漁港施設機能強化事業R12完了 2漁港</li> </ul>

事前に備えるべき目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ 4-2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【有害物質の流出・拡散防止対策】</b>		
<p>〈有害物質の流出・拡散防止対策〉</p> <p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>消防本部は、災害発生に伴う危険物や毒劇物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある。</p>
<p>〈公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策〉</p> <p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>		<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
<p>〈有害な産業廃棄物の流出等防止対策〉</p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>		<p>有害な産業廃棄物が事業場外へ流出等することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p> <p>また、災害発生時に有害な産業廃棄物が流出等した場合には、早期に事態を収束させる必要があることから、本来は事業者の責任において処理すべき産業廃棄物であっても、市において、流出等した有害な産業廃棄物の回収を優先的に行い、適正な保管や早期処分を行う体制を整備する必要がある。</p>
<b>【有害物質流出時の処理体制の構築】</b>		
<p>〈有害物質流出時の処理体制の構築〉</p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを把握する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震等の大規模地震やそれに伴う津波による高圧ガス施設・原子力関連施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対し監視・指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図り、原子力災害時に備えた体制・設備整備を推進する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	県 市 下北地域広域行政事務組合 民間事業者	
○	災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適切な措置を講じさせるため、全ての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	県 市	
○	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、適正保管や早期処分について普及啓発等を進める。 また、有害な産業廃棄物が流出等した場合の市による優先的な回収、適正保管や早期処分のための体制を整備する。	市	
○	災害発生時における有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き、連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈有害物質の大規模流出・拡散対応〉</p> <p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。</p>		<p>有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。</p>
<p><b>【原子力災害の防災対策】</b></p>		
<p>〈原子力災害時の防災対策〉</p> <p>原子力災害対策については、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村は、原子力関連施設を有する又は隣接する市町村として、災害対策基本法に基づき、原子力災害時応援協定を締結している。</p>	○	<p>原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるできないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、各種研修や訓練等を実施して、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。</p>
<p>〈原子力施設の安全性検証〉</p> <p>原子力施設に係る立地要請や安全協定等に際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目において検証を行っており、市においても、県及び関係機関とともに、原子力施設の立入調査や現地確認を実施している。</p>	○	<p>原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 市 下北地域広域 行政事務組合	
○	非常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための研修等を実施する。 また、県とともに開催している原子力防災訓練を、今後も継続して実施する。	県 市	
○	事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力・エネルギー対策県民会議、県民説明会、各種団体等の各界各層の意見を踏まえつつ、住民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。 市においても、原子力施設の安全性については、適切な検証を行う。	県 市	

事前に備えるべき目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【農山村地域における防災対策】</b>		
<p>〈農山村地域における防災対策〉</p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	○	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き、必要に応じて整備を進める必要がある。</p> <p>洪水防止や土砂崩壊防止機能等の農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>
<b>【荒廃農地の発生防止・利用促進】</b>		
<p>〈農地利用の最適化支援〉</p> <p>荒廃農地の発生防止と、農業の生産性の向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p>	○	<p>有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、灌水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。</p>
<p>〈農地の生産基盤の整備促進〉</p> <p>荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策等の生産基盤の整備を推進している。</p>	○	<p>異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。</p>
<b>【森林資源の適切な保全管理】</b>		
<p>〈森林の計画的な保全管理〉</p> <p>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林等の森林整備を推進している。</p>	○	<p>森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明土地の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。</p>
<p>〈正確な土地情報の把握〉</p> <p>森林所有者及び土地境界の確認を効率化することにより、森林資源の適切な管理運営を図るため、山間部の地籍調査を実施している。</p>	○	<p>過疎化・高齢化が進む山間部では、「人証」や「物証」が失われつつあり、境界情報の喪失による森林の荒廃や所有者不明土地が増加するおそれがあることから、地籍調査を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

農地・森林等や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所を含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田等の雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐等により、適切な森林環境の整備を図る。</p>	<p>県 市</p>	
○	<p>調査未了区域、特に森林や農地では、正確な土地情報が失われ、円滑な維持管理等の支障になる。防災を含む多面的機能が阻害されることにより、経済活動の停滞も懸念されるため、地籍調査の早期完了が求められることから、引き続き、地籍調査事業の推進を図る。</p>	<p>県 市</p>	<p>・調査対象のうち林地の調査完了率 94.6%（R6末）→ 99.4%（R11計画）</p>

<p>事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>		
<p>リスクシナリオ 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<p>〈県・市・防災関係機関における情報伝達〉</p> <p>災害発生時に一般通信の混線に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	○	<p>県、市、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【住民等への情報伝達の強化】		
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせしていく必要がある。</p>
<p>〈情報通信利用環境の強化〉</p> <p>災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する観光施設等においてWI-FIサービスを提供している。</p> <p>また、情報通信が途絶した時のために、平時から通信事業者との連携体制を構築する必要がある。</p>	○	<p>災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生が予想されることから、通信事業者との連携体制の構築について推進する必要がある。</p>
<p>〈障がい者等に対する避難情報伝達〉</p> <p>災害発生時における障がい者等の安全な避難を確保するため、視覚・聴覚障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するための体制を整備する。</p>		<p>障がい者等の要援護者は、障がいの程度により外部からの情報を得られにくいいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を準備するほか、地域の自主防災組織等が要援護者の自宅を訪問するなど、避難行動を直接支援する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市	
○	多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 市	
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向け、関係機関との連携を図る。	市 民間事業者	
○	障がい者等の障がい特性要援護者に対する避難行動の直接支援が機能するように、引き続き、障がい者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の人材を養成するほか、市及び関係団体が主催するイベント等を通じて、住民に対して障がい特性に関する普及啓発を行う。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化〉</p> <p>外国人観光客等に対する防災情報提供のため、避難場所案内看板の英語表記やピクトグラムを活用等を進め、災害時における円滑な情報伝達及び避難の円滑化に努めている。</p>		<p>外国人観光客等は、土地勘や日本の災害情報の仕組みに不慣れであり、災害時に必要な情報を十分に入手できない場合、避難の遅れや混乱につながるおそれがある。</p>
<b>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</b>		
<p>〈防災意識の啓発〉</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、防災について出前講座を実施しているほか、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	<p>「自助」「共助」の考え方を踏まえた上で、災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
<p>〈防災情報の入手に関する普及啓発〉</p> <p>災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、ホームページや防災訓練を通じて普及啓発を行っている。</p>		<p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、普及啓発を実施していく必要がある。</p>
<b>【防災教育の推進・学校防災体制の確立】</b>		
<p>〈防災教育の推進〉</p> <p>学校等において、災害時の危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、安全を確保するための行動ができるように災害や防災についての理解を深めるために、出前講座の実施や学校における避難訓練の際に講評するなど防災教育の推進を図っている。</p>	○	<p>防災教育は学校教育に限られたものではなく、学校現場以外の、家庭、職場等で多くの取組を推進する必要がある。</p>
<p>〈学校防災体制の確立〉</p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。</p>		<p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化等の各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害時に外国人観光客等へ必要な情報を迅速かつ確実に伝達し、円滑な避難につなげるため、英語表記やピクトグラムの活用を継続し、避難所・避難経路・注意喚起等について、わかりやすい表示の整備・改善を図る。	県市	
○	地域住民の防災意識を高めるため、「自助」「共助」の考え方を広く浸透させるとともに、引き続き、県と連携しながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。	県市	
○	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や停電対策について、ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行う。	県市	
○	学校教育における防災教育のみならず、平時から「自助」「共助」の意識が住民に根付くよう、生涯学習という幅広い視点から防災教育の推進を図っていく必要がある。	市	
○	学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校危機管理マニュアルの作成 各学校で作成済（現状）→随時見直し</li> <li>・避難訓練の実施 2回/年（現状）→継続</li> </ul>

<p>事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>		
<p>リスクシナリオ 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<p>〈エネルギー供給事業者の災害対応〉</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化等の各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p>		<p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
【再生可能エネルギーの導入促進】		
<p>〈再生可能エネルギーの導入〉</p> <p>災害発生時に避難者の安全のために電力供給を行うことができるよう、バイオマス発電や風力発電において、再生可能エネルギー事業者と連携して対応する体制の構築を進めている。</p>		<p>地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。</p>
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<p>〈電気通信事業者・放送事業者の災害対策〉</p> <p>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・整備の耐災害性の強化等の各種の災害予防措置を講じている。</p>		<p>災害発生時に通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
【電力の供給停止対策】		
<p>〈行政施設の非常用電源の整備〉</p> <p>市庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p> <p>また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保が必要である。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電力供給ネットワークの長期間・大規模にわたる機能の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図る等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>再生可能エネルギーの導入を促進・活用していくには、地域との合意形成が必要不可欠であるため、地域との共生が可能な再生可能エネルギーを見極めた上で、必要に応じて協議会を開催する等、事業者と連携の上、再生可能エネルギーを推進する。</p> <p>また、災害時において必要なエネルギーを自給するため、自家消費型の太陽光発電設備等の導入を促進する。</p>	<p>市 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 市 民間事業者</p>	
○	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的に点検等を実施する。</p> <p>また、非常用電源が確保されていない行政施設においては、非常用電源設備等の確保を推進する。</p>	<p>市</p>	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈電線の地中化〉</p> <p>市街地における災害発生時の電力等の早期復旧や電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を検討している。</p>	○	<p>電線類の地中化は未実施であるが、災害発生時に電柱の倒壊による道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	市街地における防災機能の向上に向け、国の交付金等を活用し、電線類の地中化を推進する。	国 県 市	

<p>事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>		
<p>リスクシナリオ 5-3 石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<p>〈エネルギー供給事業者の災害対応〉</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化等の各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と市で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。</p>	○	<p>停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
<p>〈避難所等への燃料等供給の確保〉</p> <p>災害発生時に避難所等への燃料等供給を確保するため、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p>	○	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。</p>
<p>〈企業の業務継続計画作成の促進〉</p> <p>県では、災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「青森県版BCP策定マニュアル」を作成し、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を促進している。</p> <p>市においては、中小企業者に対し業務継続計画（BCP）の普及啓発を図れるよう、ホームページの作成等を検討している。</p>	○	<p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、燃料供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。また、燃料の輸送経路の確保のため、緊急輸送道路をはじめとした道路の防災機能の強化を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化を図る等の必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 市 民間事業者	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	市 民間事業者	
○	商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について、普及啓発していく仕組みを構築する。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP）についても併せて周知する。	県 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【再生可能エネルギーの導入促進】</b>		
<p>〈再生可能エネルギーの導入〉</p> <p>災害発生時に避難者の安全のために電力供給を行うことができるよう、バイオマス発電や風力発電において、再生可能エネルギー事業者と連携して対応する体制の構築を進めている。</p>		<p>地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。</p>
<b>【道路施設の防災対策】</b>		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>再生可能エネルギーの導入を促進・活用していくには、地域との合意形成が必要不可欠であるため、地域との共生が可能な再生可能エネルギーを見極めた上で、必要に応じて協議会を開催する等、事業者と連携の上、再生可能エネルギーを推進する。</p> <p>また、災害時において必要なエネルギーを自給するため、自家消費型の太陽光発電設備等の導入を促進する。</p>	市 民間事業者	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけではなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>

<p>事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>		
<p>リスクシナリオ 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<p>〈水道施設の耐震化・老朽化対策〉 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	○	<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p>〈応急給水資機材の整備〉 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	○	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っていく必要がある。</p>
<p>〈水道施設の応急対策〉 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	○	<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。</p>
【下水道施設の機能確保】		
<p>〈下水道施設の耐震化・老朽化対策〉 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し、重要度の高い設備に対し、予防保全を実施している。</p>	○	<p>供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用年数を超えるものもあり、今後の運転管理や処理機能にリスクがある。 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、耐震化や管路施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p>〈下水道事業の業務継続計画の策定〉 下水道施設は地域住民にとって重要なライフラインの一つであり、災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな復旧のため、業務継続計画を策定している。</p>	○	<p>災害発生時には、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、近年の大規模災害の事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

上水道の機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。また、汚水処理施設等の機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、地震等災害に強い水道施設整備及び水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水施設の耐震化率 9.6% (R6) → 9.6% (R12)</li> <li>・配水池の耐震化率 7.5% (R6) → 7.5% (R12)</li> <li>・基幹管路の耐震化率 38.8% (R6) → 40.5% (R12)</li> </ul>
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材 (応急給水) の更新を図る。	市	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材 (応急復旧) の更新を図る。	市	
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	市	
○	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな復旧が図られるよう、下水道施設の業務継続計画を見直す。	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業業務継続計画の策定 改定済 (現状) → 随時見直し</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>〈避難所等におけるトイレ機能の確保〉</p> <p>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。</p>	○	<p>災害発生時の対応としては、避難所等に設置されている既設トイレの活用が中心となっていることから、污水处理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設トイレ以外に必要となるトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。</p>
<b>【合併処理浄化槽への転換の促進】</b>		
<p>〈合併処理浄化槽への転換の促進〉</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道や漁業集落排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する浄化槽設置整備補助金制度を設けており、広報紙、ホームページにより当該制度の周知に努めている。</p>	○	<p>依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力関係を構築する。</p> <p>また、各家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。</p>	<p>県 市</p>	
	<p>老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成交付金及び市の補助金制度の周知をするとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>	<p>市</p>	

<p>事前に備えるべき目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p>		
<p>リスクシナリオ 5-5 基幹的陸上海上航空ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<p>〈緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時における広域的な復旧・復興活動拠点とすることを検討している。</p>	○	<p>緊急輸送道路である国道279号及び338号は、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を抱えており、また平成24年2月には国道279号において豪雪による通行止めが発生するなど、災害発生時に使用できない可能性があることから、優先的に推進する必要がある。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」については、大規模災害発生時において、広域的な復旧・復興活動拠点としての役割を担うことを検討しているため、防災機能の強化や整備を推進する必要がある。</p>
<p>〈緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策〉</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策〉</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。</p>	○	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策を行う必要がある。</p>
<p>〈幹線道路の整備〉</p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、関係機関と連携して幹線道路の整備を推進している。</p>	○	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p> <p>また、防災拠点となるむつ市役所本庁舎や指定避難所である下北文化会館と直結する横迎町中央2号線の整備を優先して行う必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

主要道路や基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や湾港・漁港施設の防災対策の強化を図り、地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、バス路線の維持を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、早急に機能強化や老朽化対策を行う。</p> <p>災害発生時に広域的な避難路や救援物資の輸送路となるだけでなく、平時においても、広域交通拠点と連結し、地域間連携の強化や緊急医療ネットワークの向上のため、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」の早期供用を県や国に要望するなど、緊急輸送道路の機能強化に向けた取組を図っていく。</p> <p>また、緊急輸送道路沿線に立地する「道の駅」の防災機能の強化や整備を促進する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域高規格道路「下北半島縦貫道路」整備率 61% (R7)</li> <li>事業着手区間 (奥内バイパス、横浜北バイパス、野辺地七戸道路)</li> <li>・バイパス等整備率（むつ市内事業） 95% (R7)</li> </ul>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、関係機関と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市	
○	<p>農道・林道について、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検を実施する。</p>	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 16橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 37% (R8) → 100% (R12)</li> <li>・農道橋の点検診断・長寿命化計画策定 策定済み 2橋 (R2策定)</li> <li>修繕進捗率 0% (R7) → 100% (R12)</li> </ul>
○	<p>市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、関係機関と連携しながら、国の交付金等を活用し、幹線道路の整備を実施する。</p>	国 県 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路：横迎町中央2号線の整備率 基準値：53.7% (R1)</li> <li>53.7% (R1) → 100% (R13)</li> </ul>

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【基幹的道路交通ネットワークの形成】</b>		
<p>〈基幹的道路交通ネットワークの形成〉</p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の整備を県に対し、要望している。</p> <p>また、下北未来塾という女性団体においても、下北半島縦貫道路の整備促進について国へ要望している。</p>		<p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の整備促進について、下北半島振興促進連絡協議会や下北総合開発期成同盟会により要望しており、継続的に要望活動を続ける。</p>
<b>【公共交通・広域交通の機能確保】</b>		
<p>〈地域公共交通の確保〉</p> <p>下北地域では、公共交通を取り巻く問題・課題を整理し、効果的かつ効率的な公共交通体系への見直しを図るための基本方針や目標を定めた下北地域公共交通計画を令和7年3月に策定しており、計画に基づき、持続性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた事業や施策を進めている。</p>		<p>災害発生時における市民の移動手段として公共交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に発信するため、交通事業者及び関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、持続性の高い公共交通ネットワークの構築に努める必要がある。</p>
<p>〈広域交通の確保（鉄道・フェリー）〉</p> <p>災害発生時に公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、鉄道事業者及び船舶運航事業者との情報共有を図っている。</p>		<p>災害発生時に公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、鉄道事業者及び船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、地域高規格道路（下北半島縦貫道路）の整備促進について、国及び県に対し、要望を継続して行う。	国 県 市	
○	災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者及び関係機関との連携強化を図るとともに、持続性の高い公共交通ネットワークの構築に努める。	国 県 市 交通事業者	
○	災害発生時に公共交通が分断された場合の広域交通確保のため、引き続き、鉄道事業者及び船舶運航事業者と一層の情報共有を図る。	県 市 鉄道事業者 船舶運航事業者	

<p>事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>		
<p>リスクシナリオ 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復習ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域防災力の向上】		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈消防力の強化〉</p> <p>消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づき地域の実情を踏まえた消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、各消防本部では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を超えた応援体制の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速かつ的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自然災害後に復旧・復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態を防ぐため、地域防災力の向上、地域コミュニティ力の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。	県 市	・自主防災組織率 31.2% (R7)
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるように、訓練を実施する。 また、自衛隊や民間事業者と図上訓練の取組を行う。	下北地域広域行政事務組合 市	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	下北地域広域行政事務組合 市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【地域コミュニティ力の強化】</b>		
<p>〈地域コミュニティ力の強化〉</p> <p>地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、市と町内会との間で、より連携を深め、市民協働を推進するため、市内163町内会と「むつ市地域の明るい未来づくりに関するパートナーシップ協定」を締結している。</p> <p>また、設立された自主防災組織に対し、防災対策資機材や防災物品等を給付している。</p>		<p>少子高齢化により地域における人口減少が進んでおり、地域コミュニティ力が希薄化し、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会等の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>〈農山漁村の活性化〉</p> <p>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境等の整備を行う公共事業を「環境公共」と位置づけ、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。</p>		<p>人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化等の地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持に取り組んでいく必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的かつ主体的な活動の促進を図る。</p>	市	
○	<p>あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに農林漁業者はもとより地域住民など、多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加のもとで、水路の泥上げや草刈り等の作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。</p>	市	

事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【防災ボランティア受入体制の構築】</b>		
<p>〈防災ボランティア受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、地域防災計画に基づき取り組んでいる。</p>		<p>災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。</p>
<p>〈防災ボランティアの育成〉</p> <p>県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかける等の防災ボランティアの育成を図っている。</p>		<p>災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し、円滑な救助活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研究・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。</p>
<p>〈防災ボランティアコーディネーターの養成〉</p> <p>防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導く重要な役割を担っているため、県、市、市社会福祉協議会等関係機関において連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努めている。</p>		<p>災害発生時の被災者ニーズは多種多様であることから、円滑に救援活動を実施するため、「調整役」となる防災ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。</p>
<b>【災害応援の受入体制】</b>		
<p>〈災害応援の受入体制の構築〉</p> <p>災害発生時に迅速かつ円滑に応援を受け入れることができるよう、各市町村、各消防本部で相互応援協定を締結しており、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に迅速かつ円滑に他自治体からの応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するとともに、応援職員の受入れを円滑に実施するため、受援体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関等の全国からの受入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態を防ぐため、災害ボランティアや被災地応援の受入体制の構築や防災ボランティアコーディネーターの養成等を推進する。			
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	市 市社会福祉協議会	
○	県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促す等の防災ボランティアの育成を強化する。		
○	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、災害救援ボランティア活動マニュアルに従い、県が主催する研修会への積極的な参加を促す。	市 市社会福祉協議会	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、予め、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	市	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【農業・水産業の担い手育成・確保】</b>		
<p>〈農業・水産業の担い手育成・確保〉</p> <p>当市の安全・安心な農産物及び水産物を供給していくためには、農業・水産業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材の育成等により、新規就業者の確保に取り組んでいる。</p>	○	<p>当市の安全・安心な農産物を安定的に供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>
<b>【地域防災力の向上】</b>		
<p>〈自主防災組織の設立・活性化支援〉</p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織の設立支援及び円滑な防災活動を行うために「むつ市自主防災組織設立助成事業」により支援を行っている。</p> <p>また、市では自主防災組織の積極的な防災活動の促進を目的として「自主防災組織訓練備蓄品等給付事業」を行い、自主防災組織の充実・強化を図っている。</p>	○	<p>自主防災組織の組織率は、令和7年4月時点で31.2%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地区の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
<p>〈消防団の充実〉</p> <p>市では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度や消防団協力事業所制度を導入し、イベント等における広報活動に努めている。</p>	○	<p>消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>当市の農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等の労働力確保に向けた取組を実施する。</p> <p>また、水産業における課題を踏まえながら、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。</p>	<p>県市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者累計数認定農業者 17人 (H30) → 23人 (R7)</li> <li>・農業経営体数 202経営体 (H27) → 132経営体 (R7)</li> <li>・市内漁協組合員数 624人 (R6) → R6年度の水準を継続 (R12)</li> </ul>
○	<p>自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向け、引き続き、県と連携を図りながら、防災啓発等の取組を実施し、平常時からの防災意識の醸成に努める。</p>	<p>県市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織率 31.2% (R7)</li> </ul>
○	<p>引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。</p>	<p>下北地域広域行政事務組合市</p>	

事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ		
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<p>〈災害廃棄物処理計画の策定〉</p> <p>災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、災害廃棄物処理計画を策定した。</p>		<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、市が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画やむつ市地域防災計画等と整合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるよう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理方法等について、引き続き、検討・見直しを行い、実効性のある計画とする必要がある。</p>
<p>〈災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉</p> <p>災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物の処理が行われるよう、関係団体（廃棄物処理事業者団体等）や関係自治体と協定を締結している。</p>		<p>広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、情報を共有するなど、県、他市町村、関係団体との連携を強化する必要がある。</p>
<p>〈生活系災害廃棄物の収集・運搬対策〉</p> <p>災害時における災害家庭ごみの収集運搬等を迅速かつ的確に実施するため、むつ下北清掃事業連合会及びむつ下北清掃事業協同組合と「災害時における災害家庭ごみの収集運搬等の協力に関する協定」を締結している。</p>		<p>災害家庭ごみを円滑に収集・運搬するため、関係団体との連携を強化する必要がある。</p>
<p>〈農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化〉</p> <p>農業資材、ホタテガイ養殖資材、養殖残渣等に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、県と情報共有しながら、関係団体との連携を図る。</p>		<p>災害発生時においても、被害農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関する情報を共有し、引き続き、県、関係団体との連携を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を運用し、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理をする上で、令和2年3月にむつ市災害廃棄物処理計画を策定しており、仮置場の必要性、災害廃棄物の分別・排出方法、ごみの受入れ等について、住民や事業者の理解・協力を得られるよう平時から啓発・広報に努める。	県市	
○	災害発生時において各種協定に基づく協力体制や関係自治体との支援・受援体制が適切に機能し、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、県、他市町村、関係団体間の情報共有を図り、連携を強化する。	県市民間事業者	
○	災害発生時において、各種計画、協定に基づき円滑に災害家庭ごみが収集・運搬されるよう県、市の関係部局、関係団体間との連携強化を図る。	県市	
○	災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。	県市農協漁協	

<p>事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>		
<p>リスクシナリオ</p>		
<p>6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】		
<p>〈応急仮設住宅の迅速な供給〉</p> <p>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、「青森県応急仮設住宅建設マニュアル」を基に建設することとしている。</p>		<p>災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把握されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の具体的なリストを作成する必要がある。</p>
【地籍調査の推進】		
<p>〈迅速な復興に資する地籍調査の推進〉</p> <p>地籍の明確化は、被災後の迅速な復旧・復興、自然災害等により損失した境界の復元作業等に幅広く資するものであり、現在は主に山林地区を調査している。</p>		<p>地籍調査未了区域について、地籍の明確化が図られていないことにより、大規模災害等発生後の復旧作業に遅延が生じるおそれがあり、迅速な復旧・復興のために地籍調査を推進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅等の確保や地籍整備の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
○	関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストの作成を推進する。	県 市 民間事業者	
○	国土調査促進特別法に基づき策定された「第7次国土調査十箇年計画」（令和2年度～令和11年度）に従い、地籍調査未了地区について、国の交付金等を活用しながら効率的に事業を推進する。	県 市	・調査対象全体の調査完了率 90.4%（R6末）→ 94.6%（R11計画）

<p>事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>		
<p>リスクシナリオ</p>		
<p>6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【文化財の防災対策の推進】</p>		
<p>〈文化財の防災対策の推進〉</p> <p>災害時の建築倒壊や火災等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建築物等）と、所有者及び利用者の安全を確保するため、文化財防火デー行事や査察指導、所有者への防火や耐震に関する周知等を行っている。</p>	○	<p>文化財建造物は耐震性が十分でない可能性が高く、火災に弱いことから文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備等の強化を推進していく必要がある。</p>
<p>【地域コミュニティ力の強化】</p>		
<p>〈地域コミュニティ力の強化〉</p> <p>地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、市と町内会との間で、より連携を深め、市民協働を推進するため、市内163町内会と「むつ市地域の明るい未来づくりに関するパートナーシップ協定」を締結している。</p> <p>また、設立された自主防災組織に対し、防災対策資機材や防災物品等を給付している。</p>	○	<p>少子高齢化により地域における人口減少が進んでおり、地域コミュニティ力が希薄化し、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会等の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を防ぐため、文化の継承や防災対策を推進する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	国や県と連携し、パトロールの実施や調査等により、文化財の現状や管理状況の把握に努め、耐震対策や防災設備等の整備を支援する。	国 県 市	
○	災害発生時における共助を支える地域コミュニティの強化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的かつ主体的な活動の促進を図る。	市	

<p>事前に備えるべき目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
<p>〈正確な情報発信による風評被害の防止〉</p> <p>安全・安心な特産品を国内外に広くアピールするため、トップセールス等を通じて、平時から消費者や販売業者等に対し、情報発信を行っている。</p> <p>また、県では農林水産物の安全性を確認できるよう、放射性物質モニタリング調査結果を公表している。</p>		<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、正確な情報を発信する必要があることから、特産品の正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。</p>
【住民等への情報伝達の強化】		
<p>〈住民等への情報伝達手段の多様化〉</p> <p>住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災行政無線、防災かまふせメール、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	○	<p>避難指示等を迅速・確実に住民等に伝達するため、様々な伝達手段を組み合わせていく必要がある。</p>
【農林水産物の移出・流通対策】		
<p>〈農林水産物の移出・流通対策〉</p> <p>災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、様々な物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p>
【物流機能の維持・確保】		
<p>〈災害発生時の物流機能の確保〉</p> <p>災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、公益社団法人青森県トラック協会下北支部と協定を締結している。</p>	○	<p>災害発生時に物流が十分機能しない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。</p>
<p>〈輸送ルートの代替性の確保〉</p> <p>当市は海に面しており、災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替輸送ルートとして、海路による輸送が考えられることから、船舶運航事業者と情報共有を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に道路が通行困難となった場合の海路による代替輸送ルートを確保するため、引き続き、船舶運航事業者との情報共有を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標（参考値）
	<p>災害発生時における特産品の風評被害の防止に向けて、特産品の正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。</p>	市	
○	<p>多様な情報伝達手段を的確に使用できるように平時から訓練や整備に努める。</p> <p>また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 市	
	<p>農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。</p>	県 市	
	<p>災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進めていく。</p>	県 市	
○	<p>災害発生時において、円滑な連携が図られるよう船舶運航事業者と一層の情報共有を図っていく。</p>	県 市 船舶運航事業者	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<b>【被災事業者への金融支援】</b>		
<p>〈被災企業への金融支援等〉</p> <p>県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している・</p>	○	<p>罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。</p>
<p>〈被災農林漁業者への金融支援〉</p> <p>農業については、災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、利用可能な農業制度資金に関する情報を提供している。</p> <p>漁業については、災害により被害を受けた漁業者の経営の維持・安定を図るため、国の水産関係無利子化事業や漁業者等緊急保証対策事業を活用し、被害漁業者の金利負担を軽減している。</p>	○	<p>被災農業者・漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を図る必要がある。</p>

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、被災証明書発行における初動体制を整備する。	県 市	
○	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 市	